

議案第 38 号

令和 4 年度世田谷区一般会計補正予算（第 2 次）

令和 4 年度世田谷区一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,506,658 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 343,885,970 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 4 年 6 月 13 日提出

世田谷区長 保 坂 展 人

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
13 国庫支出金		57,134,304	5,094,038	62,228,342
	01 国庫負担金	46,483,700	1,870,750	48,354,450
	02 国庫補助金	10,639,394	3,223,288	13,862,682
14 都支出金		30,609,656	2,092,325	32,701,981
	02 都補助金	13,759,407	2,092,325	15,851,732
17 繰入金		8,254,846	317,710	8,572,556
	01 基金繰入金	8,047,784	317,710	8,365,494
19 諸収入		11,328,975	2,585	11,331,560
	04 受託事業収入	1,638,503	2,585	1,641,088
歳入合計		336,379,312	7,506,658	343,885,970

(単位：千円)

歳 出				
款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
02 総 務 費		29,855,328	49,978	29,905,306
	03 区 民 費	11,205,273	49,978	11,255,251
03 民 生 費		151,811,750	2,192,056	154,003,806
	01 社 会 福 祉 費	62,969,496	873,039	63,842,535
	02 児 童 福 祉 費	67,170,557	1,319,017	68,489,574
05 衛 生 費		15,059,116	4,710,045	19,769,161
	01 衛 生 管 理 費	3,231,736	571,436	3,803,172
	03 公 衆 衛 生 費	11,473,030	4,138,609	15,611,639
06 産 業 経 済 費		2,370,964	329,738	2,700,702
	01 商 工 費	2,220,504	329,738	2,550,242
08 教 育 費		25,430,771	224,841	25,655,612
	01 教 育 総 務 費	6,264,122	224,841	6,488,963
歳 出 合 計		336,379,312	7,506,658	343,885,970

(単位：千円)

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
06 産業経済費			100,000
	01 商工費	商業振興	100,000